

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設 10,000 超 （農林水産関連業 5,000 超）	—	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長浜市企業立地 促進条例	H19.12	1. 投下固定資産額 製造業 1 億円以上 情報通信業 5 千万円以上 自然科学研究所 5 千万円以上 博物館 5 千万円以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5 千万円以上	工場等立地助成金 ○対象固定資産税相当額 （製造業、情報通信業） 1 年目 100% 2 年目 75% 3 年目 50% （試験研究施設、サイエンスパ ーク立地事業者、博物館であっ て中心市街地活性化基本計画 区域内立地事業者）
		2. 増加雇用者数 製造業 5 人以上 情報通信業 5 人以上 自然科学研究所 5 人以上 博物館 5 人以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5 人以上	1 年目 100% 2 年目 100% 3 年目 100% 4 年目 100%
		3. 環境保全協定の締結	
		公的インキュベーション施設に入居し ていた者で、市内に工場等を賃借する 事業者	インキュベーションセンター 発立地助成金 ○賃借工場等への 3 年間の家 賃補助 ・月額 700 円／㎡ ・限度額 30 万円／年

		<p>1. 工場等立地助成金もしくはインキュベーションセンター発立地助成金の対象者</p> <p>2. 立地後3年間（長浜サイエンスパーク立地事業者は4年間）での市内居住者の増加雇用者数</p> <p>製造業 5人以上</p> <p>情報通信業 5人以上</p> <p>自然科学研究所 5人以上</p> <p>長浜サイエンスパーク立地事業者 5人以上</p>	<p>雇用促進助成金</p> <p>○市内居住者 10万円/人 (限度額1,000万円)</p>
		<p>6次産業化の推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組等を行う指定事業者</p> <p>○対象区域</p> <p>小谷城スマートインターチェンジ周辺「地域産業誘導地区」等</p> <p>○事業面積</p> <p>植物工場、加工施設、物販飲食施設 (1,000㎡以上)</p> <p>試験研究施設 (200㎡以上)</p> <p>○常用雇用者</p> <p>植物工場、加工施設、物販飲食施設 (10人以上)</p> <p>試験研究施設 (5人㎡以上)</p> <p>○設備投資額</p> <p>(大企業)</p> <p>植物工場、加工施設、物販飲食施設 (3億円以上)</p> <p>試験研究施設 (1億円以上)</p> <p>(中小企業)</p> <p>植物工場、加工施設、物販飲食施設 (1億円以上)</p> <p>試験研究施設 (3,000万円以上)</p>	<p>6次産業化施設等立地助成金</p> <p>対象経費の1/2以内 (限度額：1事業者 2億円)</p>